

(趣旨)

第1条 この規則は、中川村ふれあい観光施設条例(平成4年条例第23号。以下「条例」という。)の規定に基づき、ふれあい観光施設(以下「施設」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び運営)

第2条 条例第4条の規定による施設の指定管理者は、善良な管理に努めるとともに、特に重要な事項については村長に報告又は協議しなければならない。

(遵守事項)

第3条 使用者は、次に掲げる事項を守らなくてはならない。

- (1) 使用上の注意事項に従うこと。
- (2) 施設の備品等を損傷又は滅失したときは、速やかにその旨を指定管理者を経て村長に申し出てその指示を受けること。

(補則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年7月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月24日規則第8号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。